

兵庫県教育情報ネットワーク運営管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内の公立学校等に情報通信サービスを提供することにより、教職員及び児童生徒の教育活動及び学習活動を支援し、本県の教育の推進に資することを目的とする兵庫県教育情報ネットワーク（愛称：ひょうご ゆずりはネット、以下「ネットワーク」という。）の運営管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) ID

このネットワークの利用を承認された団体、職及び個人に与えられた利用者識別のための記号をいう。

(2) パスワード

このネットワークが利用者を識別するため、利用者自身が管理する暗証記号をいう。

(3) 情報セキュリティ対策

情報システムの開発・運用・利用等に係る電磁的に記録されたすべてのデータの機密性・正確性を保持し、適正な利用を確保することをいう。

(4) 共通パソコン

ネットワークに接続したパソコンのうち、企画県民部教育・情報局情報政策課が管理するパソコンをいう。

(運営管理)

第3条 ネットワークの適正な運営管理を図るため、ネットワーク統括管理者（以下「統括管理者」という。）及びネットワークシステム管理者（以下「システム管理者」という。）を置く。

(統括管理者)

第4条 統括管理者は、兵庫県教育委員会教育長をもって充てる。

2 統括管理者が事故等やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合は、兵庫県教育委員会教育次長がその職務を代行するものとする。

(統括管理者の職務)

第5条 統括管理者は、次の各号に掲げる事項を統括管理するものとする。

- (1) ネットワークの運用に関して、兵庫県情報セキュリティ対策指針に従い、情報セキュリティ対策に必要な措置に関すること。
- (2) ネットワークの安全性及び信頼性の向上並びに運営のための措置に関すること。
- (3) ネットワークの拡張及び性能の向上に関すること。
- (4) ネットワークの利用の承認に関すること。
- (5) ネットワークの運営に支障があると判断した場合における利用を承認した学校等への必要な指示に関すること。

(システム管理者)

第6条 システム管理者は、兵庫県立教育研修所長をもって充てる。

2 システム管理者が事故等やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合は、兵庫県立教育研修所部長がその職務を代行するものとする。

(システム管理者の職務)

第7条 システム管理者は、次の各号に掲げる事項を管理するものとする。

- (1) 利用を承認した組織に対するID及びパスワードの発行に関すること。
- (2) ネットワークの利用の中止に関すること。
- (3) ネットワーク運用の細則に関すること。
- (4) ネットワークの性能確保、構成機器等の一元的管理に関すること。
- (5) ネットワークの構成機器等の拡張及び変更に関すること。

- (6) ネットワークのシステム及びデータの保護並びに不正使用の防止に関すること。
- (7) ネットワークの途絶防止及び復旧対策に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、ネットワークのシステムの運営及び管理に関すること。

(利用者)

第8条 ネットワークの利用対象は、次の各号に掲げる機関の組織、教職員及び児童生徒（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 兵庫県教育委員会が所管する学校
- (2) 兵庫県内の市町組合教育委員会が所管する学校
- (3) 兵庫県教育委員会事務局及び市町組合教育委員会事務局
- (4) その他兵庫県教育委員会が適当と認める機関

(利用等の手続)

第9条 前条第2号及び第4号に掲げる学校等が、ネットワークを新規に利用する場合にあっては、その機関の長は、あらかじめ総括管理者にネットワーク利用について届け出なければならない。

- 2 市町組合教育委員会事務局がネットワークに接続する場合については、別途要項を定めるものとする。
- 3 利用の承認を受けた学校等が、ネットワークの利用を中止する場合にあっては、システム管理者にネットワーク利用の中止について届け出なければならない。

(利用内容)

第10条 ネットワークの利用内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校等のホームページの開設及びその下で発信する各種情報の掲載
 - (2) WWWサービス上に発信されている各種情報の閲覧
 - (3) 電子メールの送受信
- 2 前項の利用内容の詳細については、システム管理者が別に定める。
 - 3 第8条第2号に掲げる学校の児童生徒及び教職員並びに同条第3号に掲げる市町組合教育委員会事務局の職員が、それぞれ利用することのできる内容は、システム管理者が別に定める。

(運用時間)

第11条 ネットワークの運用時間は終日とする。

(利用の停止)

第12条 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネットワークの利用を停止することができる。

- (1) ネットワークの改善、点検若しくは保守を行う場合、又は回線接続先の電気通信事業者が設備の点検、保守等の作業を行う場合
 - (2) 停電、天災等の不可抗力による障害が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ネットワークの運用上支障がある場合
- 2 ネットワークの利用を停止する場合には、システム管理者は、あらかじめネットワーク上で利用者に連絡するものとする。ただし、緊急、かつ、やむを得ない場合は、この限りでない。

(管理責任者)

第13条 利用の承認を受けた機関に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は機関の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、次の各号に掲げる事項を管理するものとする。
 - (1) 機関のネットワーク利用に関すること。
 - (2) 教職員の利用者IDの申請及び取消しに関すること。
 - (3) ホームページの開設及びその下で発信する各種情報に関すること。
 - (4) その他特別な利用に関する手続に関すること。

(ネットワーク管理者)

第14条 利用の承認を受けた機関にネットワーク管理者を置く。

- 2 ネットワーク管理者は、当該機関のなかから管理責任者が指名する。
- 3 ネットワーク管理者は、次の各号に掲げる事項を管理するものとする。
 - (1) 機関におけるネットワーク資源の管理及び利用・活用に関すること。
 - (2) ネットワーク利用・活用の推進に関すること。
 - (3) 機関におけるインターネットの利用規程に関すること。
 - (4) ネットワーク利用に関する諸問題の解決に関すること。

(心の教育用コンピュータ取扱責任者)

第15条 県立高等学校に心の教育用コンピュータ取扱責任者を置く。

- 2 心の教育用コンピュータ取扱責任者は、当該機関のなかから管理責任者が指名する。
- 3 心の教育用コンピュータ取扱責任者は、管理責任者の命を受けて心の教育用コンピュータに関する職務を補佐するものとする。

(利用者の遵守事項)

第16条 ネットワーク利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に掲げる目的のために利用すること。
 - (2) 法令及び公序良俗に反する利用をしないこと。
 - (3) 第三者を誹謗又は中傷しないこと。
 - (4) 営利を目的とした利用をしないこと。
 - (5) 経路上のネットワークの利用規程に従うこと。
 - (6) ネットワークの環境を破壊しないこと、及び運用を妨害しないこと。
 - (7) ID又はパスワードを盗用又は貸し借りしないこと。
 - (8) その他ネットワークの運用に支障をきたすおそれのある利用をしないこと。
- 2 利用者が前項各号の規定に違反した場合、管理責任者は、システム管理者からの通知により、当該利用者の利用を停止又は制限することができる。

(登録情報の削除)

第17条 ネットワークに登録された情報の内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれのあると認められる場合は、システム管理者は管理責任者に通知し、管理責任者は、当該情報を削除するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
 - (2) 第三者を誹謗又は中傷するもの
 - (3) 児童生徒、教職員等に係る個人情報・プライバシーを侵害するもの
 - (4) 著作権を侵害するもの
 - (5) 営利を目的とするもの
 - (6) 「県立学校におけるインターネット運営に係るガイドライン」に反するもの
 - (7) その他ネットワークの利用目的に反しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、システム管理者は、緊急、かつ、やむを得ないと認められる場合は、当該情報を削除することができる。
 - 3 統括管理者及びシステム管理者は、前2項の規定による登録情報の削除について、その理由を示す義務を負わない。

(心の教育用コンピュータの利用)

第18条 心の教育総合センターと県立高等学校との間において、次の各号の業務にネットワークを活用するものとする。ただし、生徒のプライバシー保護の観点から、利用者を限定するものとする。

- (1) 県立高等学校からの心の教育に関する情報の提供と共有に関すること。
 - (2) 兵庫県教育委員会事務局各課室及び心の教育総合センターからの各種調査等の照会及び回答に関すること。
 - (3) 心の教育総合センターからの心の教育に関する情報提供に関すること。
 - (4) その他心の教育に関すること。
- 2 心の教育用コンピュータのその他利用方法の詳細については、心の教育総合センターが別途定める。

(共通パソコンの利用)

第19条 兵庫県行政情報ネットワーク運用管理要綱及び兵庫県行政情報ネットワーク運用管理細則に従い適切な利用を行わなければならない。

(利用状況の調査)

第20条 ネットワークの円滑な運営のため、統括管理者は、必要に応じてネットワークの利用に関する調査を行うことができる。

(費用の負担)

第21条 ネットワークの利用に必要な機器、回線等の費用は、原則として当該機関で負担するものとする。

(免責)

第22条 統括管理者及びシステム管理者は、利用者がネットワークの利用に際して、不慮の障害、事故等により受けたファイルの消失等の損害に対して、責任を負わないものとする。

(書類の提出)

第23条 この要綱の規定により統括管理者へ提出する書類は、兵庫県教育委員会事務局教育企画課長に提出するものとする。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営管理に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県教育情報ネットワーク運営管理要綱に係る主な改正について

記

改正前	改正後
<p>(用語の定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 共通パソコン ネットワークに接続したパソコンのうち、<u>企画管理部教育・情報局電子県庁課</u>が管理するパソコンをいう。</p> <p>(運営管理) 第3条 (略) <u>2 統括管理者は、ネットワークの運用に関して、兵庫県情報セキュリティ対策指針に従い、ネットワークの安全を守るための情報セキュリティ対策に必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(統括管理者の職務) 第5条 (略) <u>(1)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u></p> <p>(システム管理者) 第6条 (略) 2 システム管理者が事故等やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合は、<u>兵庫県立教育研修所副所長</u>がその職務を代行するものとする。</p> <p>(利用者) 第8条 (略) (1) (略) (2) 兵庫県内の<u>市郡町組合教育委員会</u>が所管する学校 (3) 兵庫県教育委員会事務局及び<u>市郡町組合教育委員会事務局</u> (4) (略)</p> <p>(利用等の手続) 第9条 (略) 2 <u>市町郡組合教育委員会事務局</u>がネットワークに接続する場合については、別途要項を定め</p>	<p>(用語の定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 共通パソコン ネットワークに接続したパソコンのうち、<u>企画県民部教育・情報局情報政策課</u>が管理するパソコンをいう。</p> <p>(運営管理) 第3条 (略) (削除)</p> <p>(統括管理者の職務) 第5条 (略) <u>(1) ネットワークの運用に関して、兵庫県情報セキュリティ対策指針に従い、情報セキュリティ対策に必要な措置に関すること。</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u></p> <p>(システム管理者) 第6条 (略) 2 システム管理者が事故等やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合は、<u>兵庫県立教育研修所部長</u>がその職務を代行するものとする。</p> <p>(利用者) 第8条 (略) (1) (略) (2) 兵庫県内の<u>市町組合教育委員会</u>が所管する学校 (3) 兵庫県教育委員会事務局及び<u>市町組合教育委員会事務局</u> (4) (略)</p> <p>(利用等の手続) 第9条 (略) 2 <u>市町組合教育委員会事務局</u>がネットワークに接続する場合については、別途要項を定める</p>

<p>るものとする。 3 (略)</p> <p>(利用内容) 第10条 ネットワークの利用内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 2 (略) 3 第8条第2号に掲げる学校の児童生徒及び教職員並びに同条第3号に掲げる市郡町組合教育委員会事務局の職員それぞれが利用することのできる内容は、システム管理者が別に定める。</p> <p><u>(事務用コンピュータ取扱責任者)</u> 第15条</p> <p><u>(事務用コンピュータの利用)</u> 第20条</p> <p>(心の教育用コンピュータ取扱責任者) 第16条</p> <p>(利用者の遵守事項) 第17条</p> <p>(登録情報の削除) 第18条</p> <p>(心の教育用コンピュータの利用) 第19条</p> <p>(共通パソコンの利用) 第21条</p> <p>(利用状況の調査) 第22条</p> <p>(費用の負担) 第23条</p> <p>(免責) 第24条</p> <p>(書類の提出) 第25条</p> <p>(雑則) 第26条</p>	<p>ものとする。 3 (略)</p> <p>(利用内容) 第10条 ネットワークの利用内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 2 (略) 3 第8条第2号に掲げる学校の児童生徒及び教職員並びに同条第3号に掲げる市町組合教育委員会事務局の職員それぞれが利用することのできる内容は、システム管理者が別に定める。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(心の教育用コンピュータ取扱責任者) 第15条</p> <p>(利用者の遵守事項) 第16条</p> <p>(登録情報の削除) 第17条</p> <p>(心の教育用コンピュータの利用) 第18条</p> <p>(共通パソコンの利用) 第19条</p> <p>(利用状況の調査) 第20条</p> <p>(費用の負担) 第21条</p> <p>(免責) 第22条</p> <p>(書類の提出) 第23条</p> <p>(雑則) 第24条</p>
--	--